

申請方法

商工労政課窓口にて、備え付けの申請書または市ホームページからダウンロードした申請書に必要事項を記入の上、関係書類を添付し申請してください。住ま居る応援制度工事登録店の確認は市のホームページや商工労政課までお問い合わせください。

メニュー 補助内容	メニュー① 住宅の改修工事	メニュー② 耐震化付帯工事	メニュー③ 新築住宅の取得
対象工事金額 (工事請負契約書等で確認できる金額（税込）)	20万円以上	耐震補強工事費以外の工事費が50万円以上あること	500万円以上
補助金額 (計算で千円未満の端数がでた場合は切り捨て)	対象工事金額×10%	対象工事金額×20%	50万円
補助上限金額	20万円	30万円	

年3月31日までに申請者の所有となる登記が完了できること▽1件の住宅に対し申請できる回数は過去の期間も含め1回のみです。▽申請前の着工は対象工事となりません。必ず工事登録店と協議してください。

車両区分（排気量）		税率（年額）	
		現行税率	改正後の新税率 (28年度から)
原動機付自転車	50cc以下	1,000円	2,000円
	50cc超90cc以下	1,200円	2,000円
	90cc超125cc以下	1,600円	2,400円
	ミニカー50cc以下	2,500円	3,700円
二輪軽自動車	125cc超250cc以下	2,400円	3,600円
二輪小型自動車	250cc超	4,000円	6,000円
二輪特殊自動車	農耕作業用	1,600円	2,400円
	その他（フォークリフト等）	4,700円	5,900円

●軽自動車（四輪以上及び三輪）

最初の新規検査年月（車検証の「初度検査年月」）によって、現行税率、新税率、経年重課税

新税率の適用に関して変更がありましたので、お知らせします。

●原動機付自転車、軽二輪、二輪小型、小型特殊自動車

27年度税制改制により新税率の適用を1年間延期し、28年度分から変更します。

軽自動車税の新税率と減免申請

図 豊市民税課諸税係
(TEL 72・3111(代) FAX 72・8340)



新連載 ベランダ菜園のすすめ

図 農政課マーケティング担当
(TEL 77・3111(代) FAX 77・6060)

食生活に変化と潤いをもたせ、家族の団らんと健康維持にプランターを利用して、家庭菜園に挑戦してみませんか。今月は4月末から5月の作業について掲載します。

①水菜

種まき：4月～5月、9月～10月中旬

①深さ1cmの溝をつくり1cm間隔にまき、覆土して、乾かさないうち水やりをします。②本葉が見え始めたら、3～4cm間隔で間引きし、株元に軽く土を寄せ株を安定させます。③草丈が25～30cmになったら収穫します。

※追肥：草丈10cm以降、週に1回、500～1000倍希釈の液肥。

②春菊

種まき：4月～5月中旬、9月～10月上旬

①条間は10～15cm、タネが少し隠れる程度に薄く覆土し、土の表面を軽く押さえ、発芽するまでは乾かない程度に水やりをします。②間引きは発芽後3cm間隔、本葉3～4枚の頃6cm、本葉5～6枚の頃15～20cm間隔で3回します。

※追肥：間引きにあわせて行います。

③二十日ダイコン

種まき：3月中旬～5月、9月～10月

①条間は10cmとし、双葉が完全に開いたら、3～4cm間隔に間引きします。②30日ほどで、地表にせり上がってくる根元の直径が2～3cmになったら、収穫適期です。

※追肥：草丈10cmほどから与えます。週1回。収穫が遅れると「す」が入ったり、根が割れたりするので注意します。

④リーフレタス・サンチュ

植付け：4～5月、9～10月中旬

①苗は、双葉がついており、本葉が4～5枚程度でがっしりし、葉色が濃く、病害虫がなく、根鉢がしっかりしたものを購入します。②株間20～25cm間隔で植えつけ、日なたで育てます。③長さ20cmほどで外葉から順に、つけ根で切り収穫します。

※追肥：週1回、500～1000倍希釈の液肥。

注意事項

プランターは底が見えなくなるまで鉢底石や軽石を敷き、培養土を入れ、表面を平らにします。プランター栽培では、水やりと同時に土の肥料分が外に流れ出るため追肥が欠かせません。また大切なポイントは「土」「植え方（時期）」「間引き」の3点に気をつけましょう。



軽自動車の減免

身体障害者手帳等をお持ちの人で一定の条件に該当する場合は申請により軽自動車税が減免されます。（昨年度減免を受け、既に継続申請を提出した人は必要ありません。減免できる車両は一人一台です。）詳細は、市のホームページや後日広報でお知らせします。

車両区分		税率（年額）		
		平成27年3月31日までの登録車	平成27年4月1日以降の登録車	登録後13年超
		現行税率	新税率	経年重課 (28年度から)
三輪		3,100円	3,900円	4,600円
四輪乗用	自家用	7,200円	10,800円	12,900円
	営業用	5,500円	6,900円	8,200円
四輪貨物	自家用	4,000円	5,000円	6,000円
	営業用	3,000円	3,800円	4,500円

率（平成28年度から）のいずれかの税率が適用されます。また、27年度中に新車で購入した自動車のうち、燃費基準等の一定要件を満たす場合について、普通車と同様グリーン化特例（エコカー減税）が導入されます。

住まいる

地域経済活性化住宅助成事業 住ま居る応援制度

図 豊商工労政課商業労政係
(TEL 82・3131(代) FAX 82・6622)

自宅のリフォームや耐震化付帯工事、新築住宅取得にご活用ください。

補助対象

①住宅改修工事

「住ま居る応援制度工事登録店」の施工により住宅の改修工事を行った場合に、その費用の一部を助成します。併用住宅の店舗部分や居宅部分と合わせて行う外構等

●申請期間

納税通知書到着後から5月25日（月）まで（期間厳守）

●持ち物

運転免許証、印鑑、身体障害者手帳、車検証、納税通知書（5月上旬発送予定）

●申請場所 各支所地域課または市民税課の窓口

●注意事項

次の場合は減免を受けられません。▽タクシーチケットが交付されている（人工透析を受けている場合を除く）▽普通自動車の減免を受けている

の改修工事も対象となります（維持管理経費等対象外）

②耐震化付帯工事

昭和56年5月31日以前に建築した木造住宅で、市の耐震診断を受診し、市内の工事登録店の施工で「安曇野市住宅耐震補強工事補助金」の交付を受ける住宅において、当該補助金の対象工事以外の改修工事を行った場合にその費用の一部を助成します。

③新築住宅取得

45歳以下の人が工事登録店の施工で戸建住宅を建築する場合、またはそれらの業者が建築した建売住宅を購入する場合に助成します。（居住用延床面積が50㎡以上280㎡以下）

留意事項

助成を受ける場合は、次の点に注意してください。

▽住宅改修工事の内容が数種におよぶ場合、工種毎の施工を市内の建築関連業者が行うことが必要です。（登録店以外の業者が行う工事は補助対象外となります）▽住宅の改修工事、耐震化付帯工事は平成28年3月31日までに工事が完成し、工事代金の支払いができること▽新築住宅の取得は、平成28